

## 中小企業のハラスメント対策義務化まであと1年

<ハラスメントに関わる言葉はいくつあると思いますか？>

「様々な場面における嫌がらせやいじめ」をハラスメントと呼び、ハラスメントに関わる言葉は現在50種類以上あると言われていて、ハラスメントへの関心は非常に高まっています。

<中小企業のハラスメントに関する法律が変わる！>

2020年6月1日にパワハラ防止法が施行され、大企業ではすでにパワハラ対策が義務化されていますが、**中小企業も2022年4月1日から義務化される予定**です。

<パワーハラスメントとは？> 次の①～③の全てを満たすもの

- ① 優越な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの



※ハラスメントに該当するかどうかの判断は、言動を行った者の目的、経緯、言動の頻度や継続性、業種・業態、業務内容、言動を受けた者の心身の状況や苦痛の程度、言動を行った者と受け手との関係性など総合的に考慮して行われます。

<ハラスメントを「疑われない」「受けない」ための予防対策を行いましょう！>

- ① 様々なハラスメントに関わる相談窓口を設置する。
- ② ハラスメント防止のためにもコミュニケーションの活性化や円滑化のための研修を行う。
- ③ 適正な業務目標の設定など職場環境の改善を行う。
- ④ 従業員へのアンケート調査や意見交換を実施し、会社内の実態を適切に把握する。

<ハラスメントの現状(「職場のハラスメントに関する実態調査」より)>

調査結果において会社は予防・対策を行っていますが、相談窓口担当者が適切に対応出来ないといった悩みを抱えている事が分かりました。また、働く人々は勤務先のハラスメントに関する取り組みへの満足度は低いようです。ハラスメントを受けた人は「怒り、不満、不安を感じた」「意欲が減退した」という心の健康への悪影響も見られました。一方、対策として同僚や上司への相談をしている事、従業員規模が大きいほど社内外に相談窓口を設置している事が分かりました。  
**企業はハラスメントに関わる問題を予防・対策する事が義務化されますが、働く人々もハラスメント問題が起こらないように企業に協力する事が求められています。**



MRC札幌では、社外の相談窓口としてメンタルヘルスをサポートしています。EAP サービスや産業医契約、当社スタッフによるセミナーや研修を行っており、働く人々の心の健康を守るために企業の皆さまと取り組みを続けています。どうぞ、お気軽にお問い合わせください。